



第3号様式（第4条関係）

行政文書一部公開決定通知書

3 観名保第76号
令和3年8月5日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年6月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	<p>「名古屋城木造天守基礎構造検討に係る調整会議（第1回）」配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・参加者名簿 ・資料一覧 <p>(資料1) 本市からのお願い (資料2) 構成員及び座長について (資料3) 調整会議の実施要領等について (資料4) 検討項目（案） (資料5) 検討ステップ（案） (資料6) 天守台穴蔵石垣試掘調査について（案） (参考1) 戦後の現天守閣再建時の天守台への影響 (参考2) 名古屋城天守閣整備事業 基本計画書 (参考3) 熊本城天守穴蔵安全対策</p>		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和3年8月5日 以降 午前 午後 時	
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		

<p>行政文書の一部を公開しない理由</p>	<p>名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号、第4号及び第5号に該当するため、一部を非公開とします。</p> <p>(第7条第1項第1号) 当該行政文書には、受託業者からの参加者の氏名が記載されており、これは「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であると考えられるため</p> <p>(第7条第1項第4号) 当該行政文書には、未確定な情報や今後想定している事業内容を含んでおり、公にすることにより、市民等から名古屋市や有識者会議構成員等に問合せ・苦情等が寄せられ、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると考えられるため</p> <p>(第7条第1項第5号) 当該行政文書には、未確定な情報や今後想定している事業内容を含んでおり、公にすることにより、市民等から名古屋市や有識者会議構成員等に問合せ・苦情等が寄せられ、「事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると考えられるため</p>
<p>備考</p>	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。